

## 親子法改正に関する要望書

法務大臣 千葉景子 様

平成21年9月24日

団体名 親子の絆ガーディアン四国

代表者 早井真人

連絡先住所 XXXXXXXXXXXXXXXX

電話 XXX-XXX-XXXX

### 要望事項

#### 1 要望の要旨

離婚後に子の親権を行うものにつき、特段の事情なく一方の親から当然に親権を剥奪することを強制し、未婚につき一方を親権者としない民法818条三項、民法819条の規定は、日本国憲法第13条、同第14条1項、同第24条2項および同第25条1項に違反するものであるから、民法818条、819条、及び関係各法を早急に改正し、非同居親と子どもとの交流を正常化して子の福祉の増進と人権の回復を図って戴くよう、要望致します。

#### 2 詳細な理由

別紙に記載

#### 3 民法改正に関する具体的提案

昨今、我が国でも離婚の急増により、離婚時の子の身柄の争奪や離婚後の親子の交流の断絶が問題になっています。こうした問題の法的原因は、離婚後に単独親権を強制する現行民法規定にあることは明らかであり、その改正が叫ばれて久しくあります。

しかしながら、改正には慎重を要するという意見もあり、特に法曹界において旧弊な封建的思想を脱することができず、その抵抗は根強いものがあることも承知しています。

このような事情に鑑みた時、民法818条及び民法819条改正の前段階としてドイツの例にならい、民法766条を改正して監護者の複数指定を明記し、離婚後の共同監護形態への道を開くこと、もう一点、面会交流権の条文明記により

権利の確保を行うこと，そして各種政策を整備しながら，その後の共同親権制度へと段階的に移行することを提案致します。

以上の事項について要望致します。